神戸市いじめ問題再調査委員会設置規則 (平成30年規則第8号) (設置)

第1条 執行機関の附属機関に関する条例(昭和31年11月条例第36号)第 1条第2項の規定に基づき,神戸市いじめ問題再調査委員会(以下「委員会」 という。)を設置する。

(担任事務)

第2条 委員会は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第28条 第1項の規定に基づき調査された垂水区市立中学校生徒自死事案に関して、 同法第30条第2項に規定する調査を行う。

(組織)

- 第3条 委員会は,5人以内で組織する。
- 2 委員は、公正かつ中立な判断をすることができ、かつ、法律、医療、心理 又は福祉に関する専門的知識を有する者その他の学識経験を有する者のう ちから、市長が委嘱する。
- 3 調査を補助させるために必要があるときは,委員会に調査補助員を置くことができる。
- 4 前項の調査補助員は、調査の補助を行ううえで必要な知見を有する者のう ちから、市長が委嘱する。
- 5 市長は、前項の委嘱を行うに当たっては、補助を行うべき調査の範囲を指 定するものとする。

(任期)

- 第4条 委員の任期は、附則第2項の規定に基づきこの規則が効力を失う日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 調査補助員は,前条第5項の規定に基づき指定された範囲の調査が終了したときは,解嘱されるものとする。

(委員長)

- 第5条 委員会に委員長を置き,委員の互選により選任する。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を 代理する。

(議事)

- 第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数の ときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等に関する協力の要請)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、第三者の出席及び意見の聴取 並びに第三者からの資料の提出に関し、協力を要請するものとする。

(除斥)

第8条 議事について直接の利害関係を有する委員は、その議事に加わること ができない。ただし、委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言する ことができる。

(会議の公開等)

第9条 委員会は、これを公開する。ただし、委員の発議により、出席委員の 過半数で議決したときは、この限りでない。

(庶務)

第 10 条 委員会の庶務は、こども家庭局こども企画育成部こども青少年課に おいて処理する。

(施行細目の委任)

第 11 条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関 し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(失効)

- 2 この規則は、次に掲げる日のうちのいずれか早い日限り、その効力を失う。
 - (1) この規則の施行の日から起算して2年を経過する日
 - ② 委員会が第2条の規定に基づく調査を終了した日